

## 共立女子大学博物館運営委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、共立女子大学博物館規程の第5条第2項に基づき、博物館運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 運営委員会は、次の運営委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

(1) 館長

(2) 学部・科より推薦された専任の教員 各1名

(3) 館長が必要に応じて推薦した専任の教員 2名以内

(4) 図書課統括課長

2 委員は、学長が任命する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員の欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

### (会議)

第5条 委員会は、原則として年2回以上開催するものとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

### (議事の報告)

第6条 館長は、協議された事項について学長に報告する。

### (事務)

第7条 委員会の事務は、図書課が担当する。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、館長の提議により、常務理事会の承認を得るものとする。

## 附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。